



日本証券業協会  
Japan Securities Dealers Association

# 平成27年度税制改正に関する要望

## 【主要項目説明資料】

平成26年9月

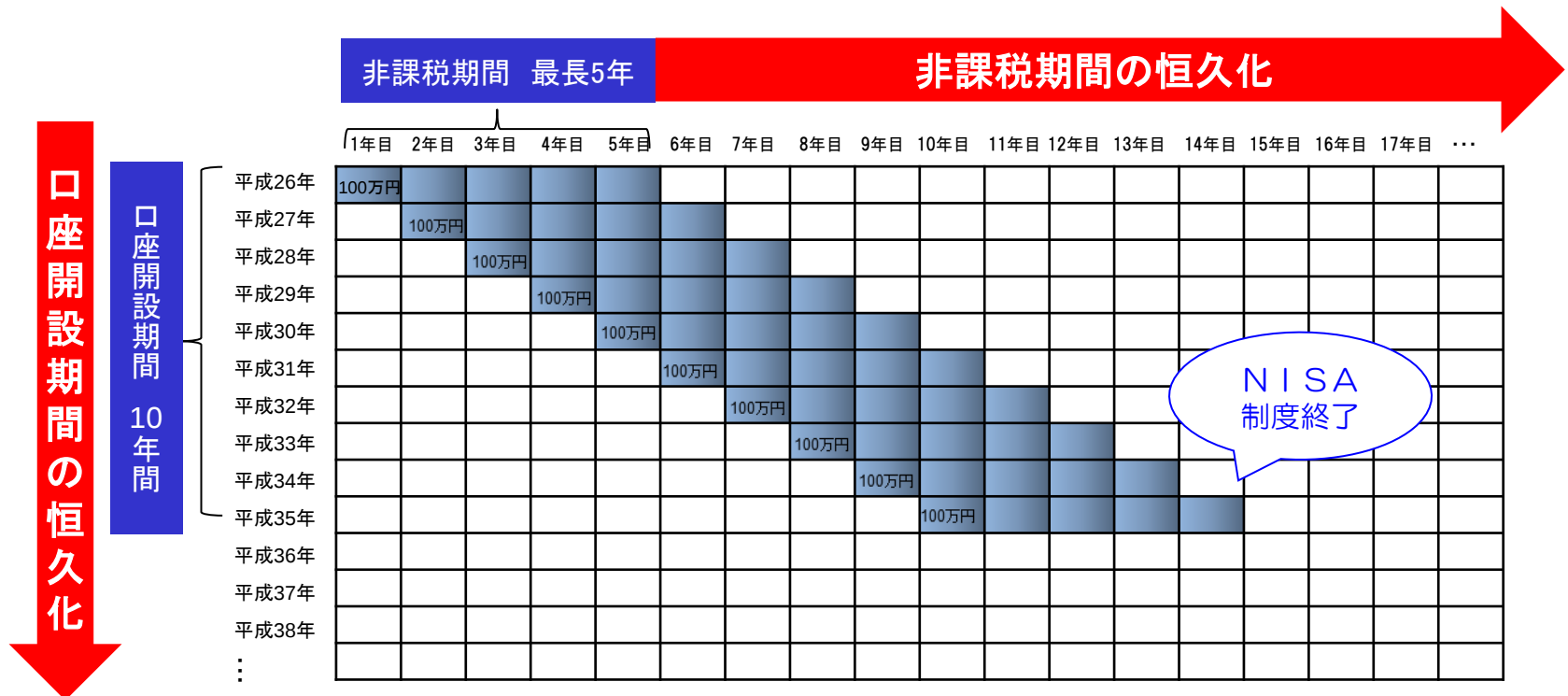
日本証券業協会

# 主要要望事項

- I 家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等
  - ① NISAの非課税期間及び口座開設期間の恒久化
  - ② 「ジュニアNISA制度」の創設
  - ③ NISA口座における年間の投資可能上限金額の引き上げ
- II 投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等
- III 投資者の投資促進並びに利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

# I - 1 NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

## ① NISAが幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること



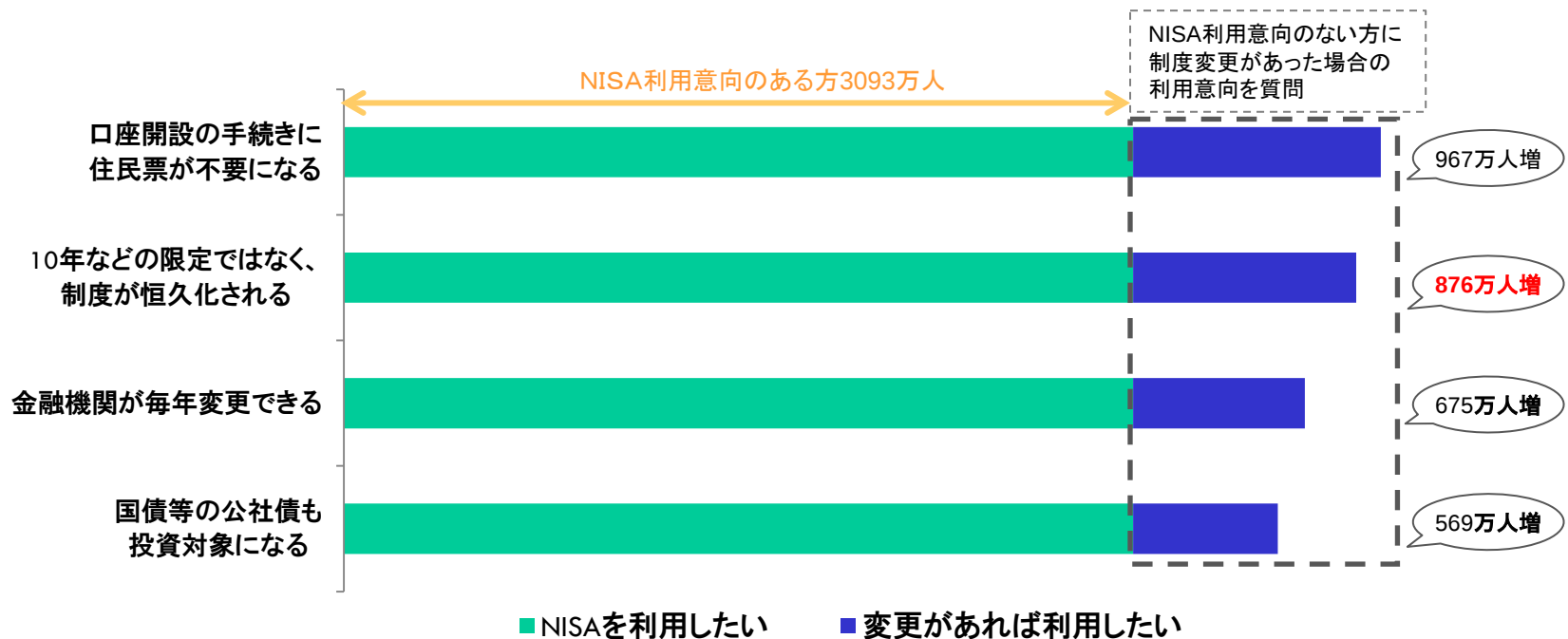
- 教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなど国民の自助努力（資産形成）の本格的な支援のためには、恒久化が必須
- 英国では恒久化等により飛躍的にISA利用者や口座残高が増加（成人人口の2人に1人が利用。残高75兆円。）

## ○ NISAの改善による利用意向者の増加の可能性

NISAの利用意向のない方では、「住民票提出が不要」「恒久化」などの  
制度改善があれば利用したいとしており、利用者が増加する可能性がある。

### 改善による利用意向者の増加

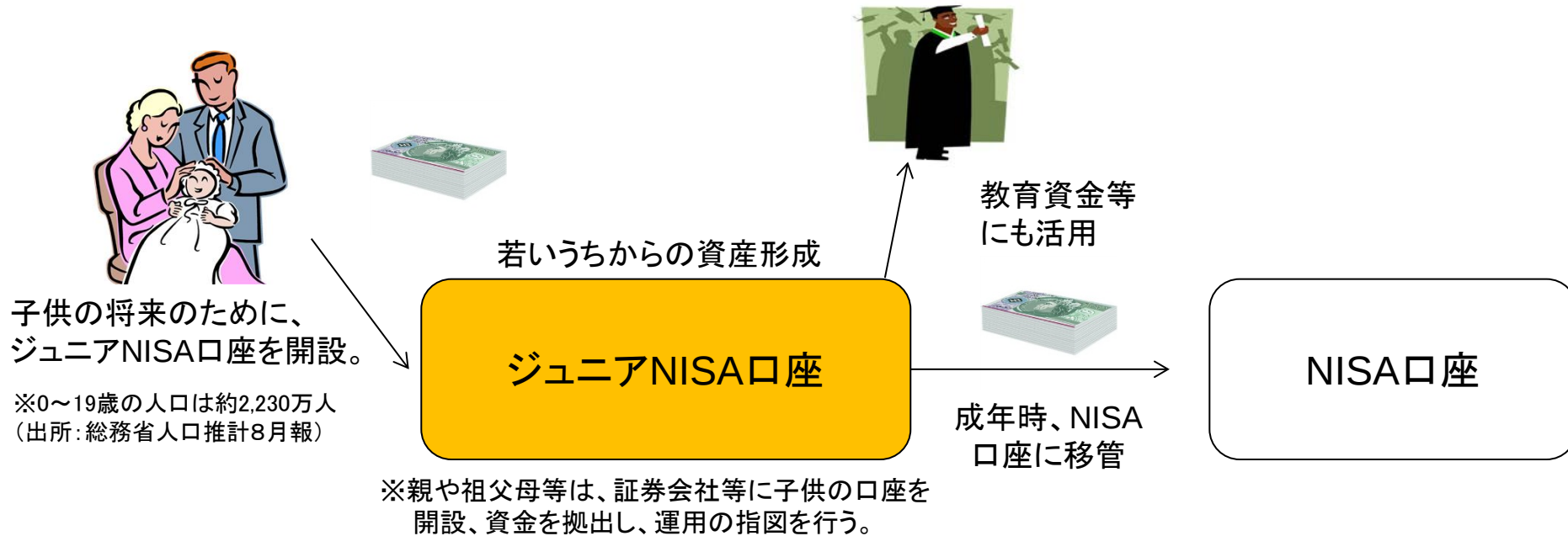
<複数回答>



※金融機関の変更は、平成27年1月より可能。

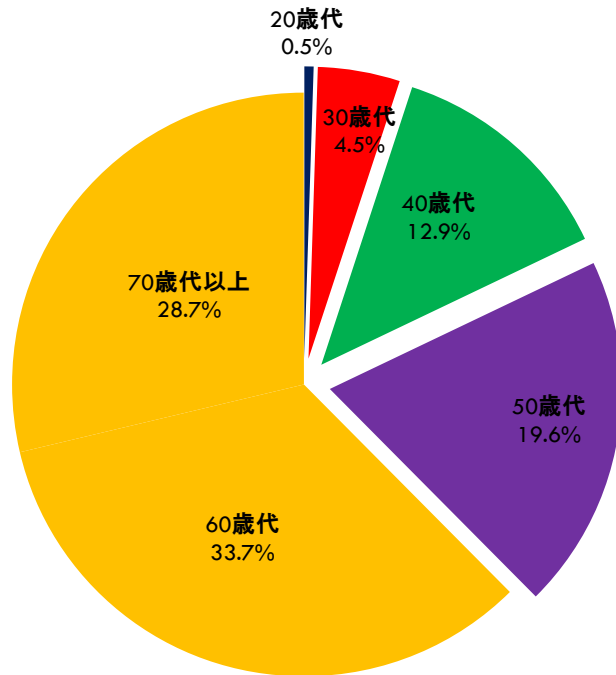
出所) 株式会社野村総合研究所資料 (平成25年)

② 次世代を担う若者の教育資金づくりや資産形成などのサポート及び高年齢者層から若年層への資産移転を促すため、NISAの年齢制限を撤廃した「ジュニアNISA制度」を創設すること



- ・高年齢者層から若年層への資産移転の促進を図り、投資を呼び込むことで、成長戦略へ貢献
- ・金融資産ゼロ世帯解消のためにも、若年層の資産形成の支援が必要
- ・若年層への投資知識の普及・金融リテラシーの向上が期待

## (1) 各年代別の金融資産保有状況 (平成25年)

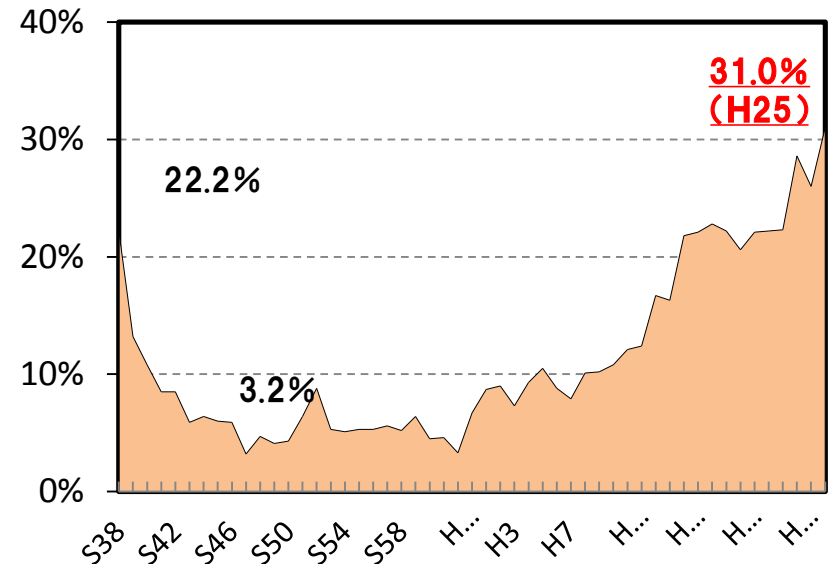


※各年代の金融資産保有額は、その年代の平均保有額に回答者数を乗じて計算している。

※金融資産を保有していない世帯を含む

年代別の金融資産保有割合は、  
**60歳代以上が、60%以上を占めている。**

## (2) 金融資産ゼロ世帯の増加



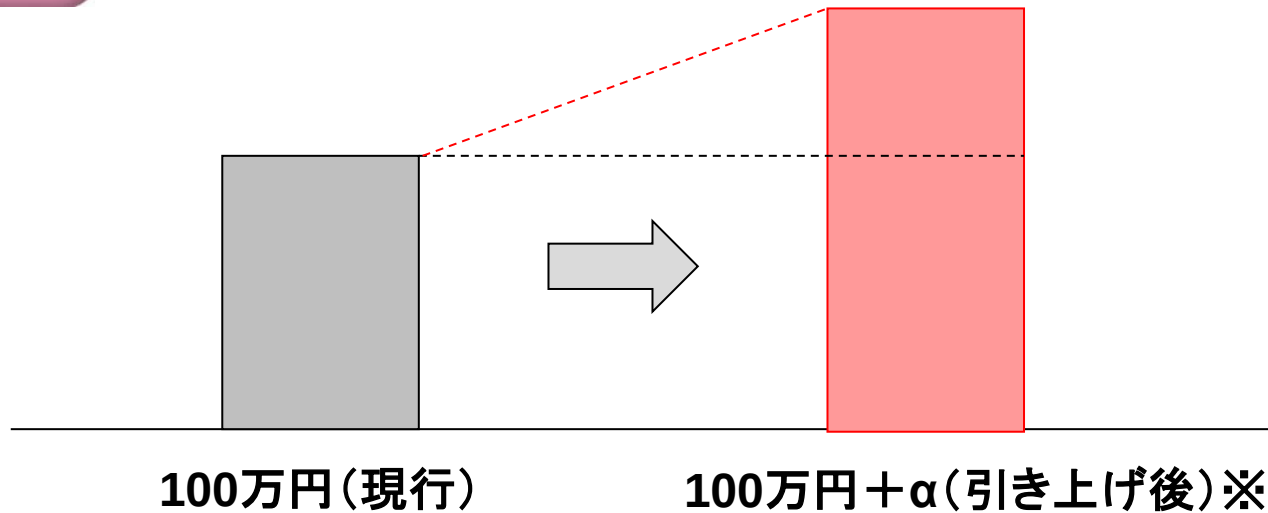
金融資産ゼロ世帯の割合は、年々増加を続けており、平成25年度では、  
**3世帯のうち1世帯は金融資産を保有していない。**

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」  
二人以上世帯調査をもとに作成

③ 個人の自助努力による資産形成の拡充を支援するため、NISA口座における年間の投資可能上限金額（100万円）を引き上げること



## 年間の投資可能上限金額



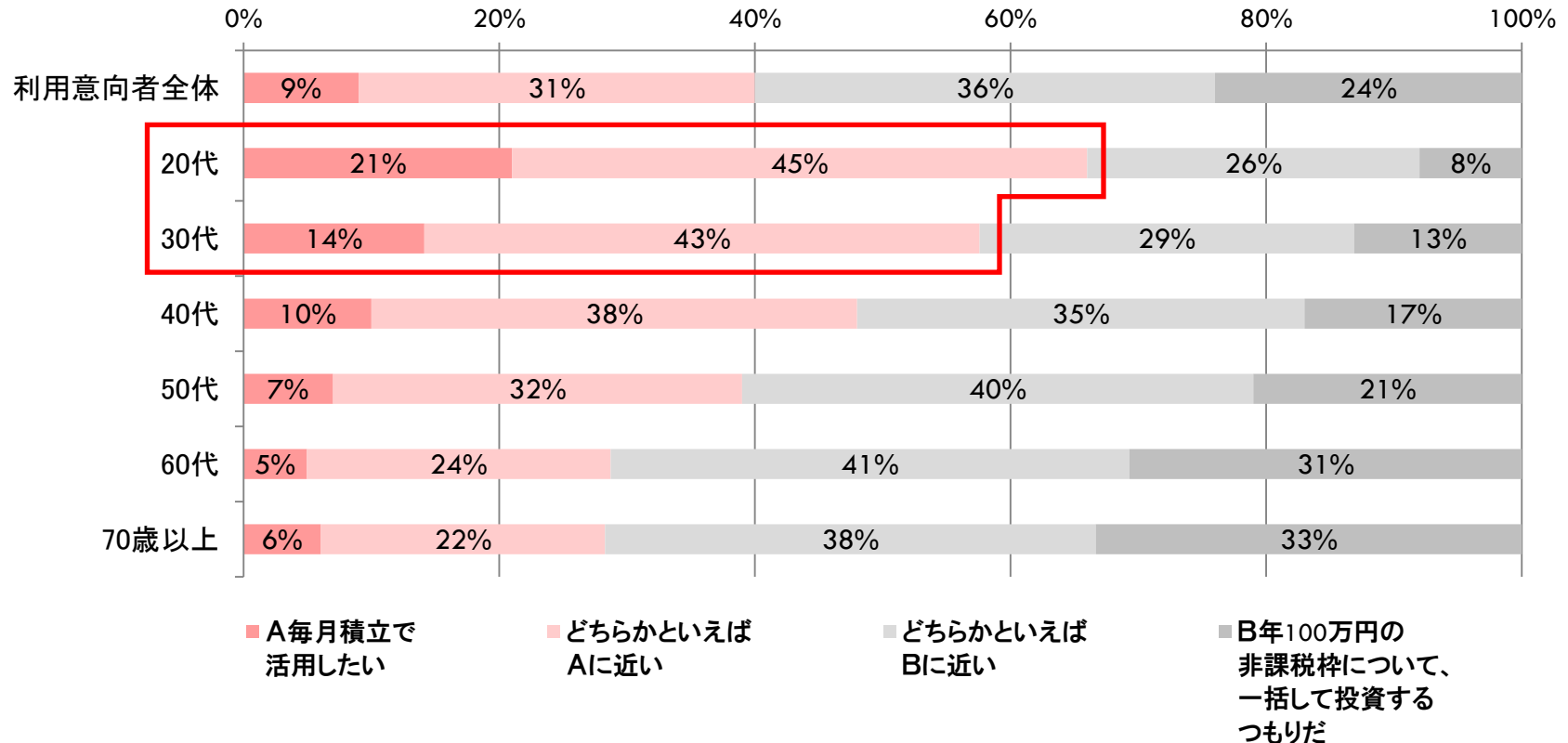
※例えば、毎月の積立投資での使いやすさを考慮し、12で割り切れる数字とすることが考えられる。

・個人の自助努力による資産形成の拡充には、年間の投資可能上限金額の引上げが必要

## ○ 積立投資の利便性を考慮した投資可能金額について

- NISAを毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い。
- 積立投資の利便性を高める投資可能金額の設定が若年層の利用者増加に有効。

NISA口座における積立及び一括投資の意向

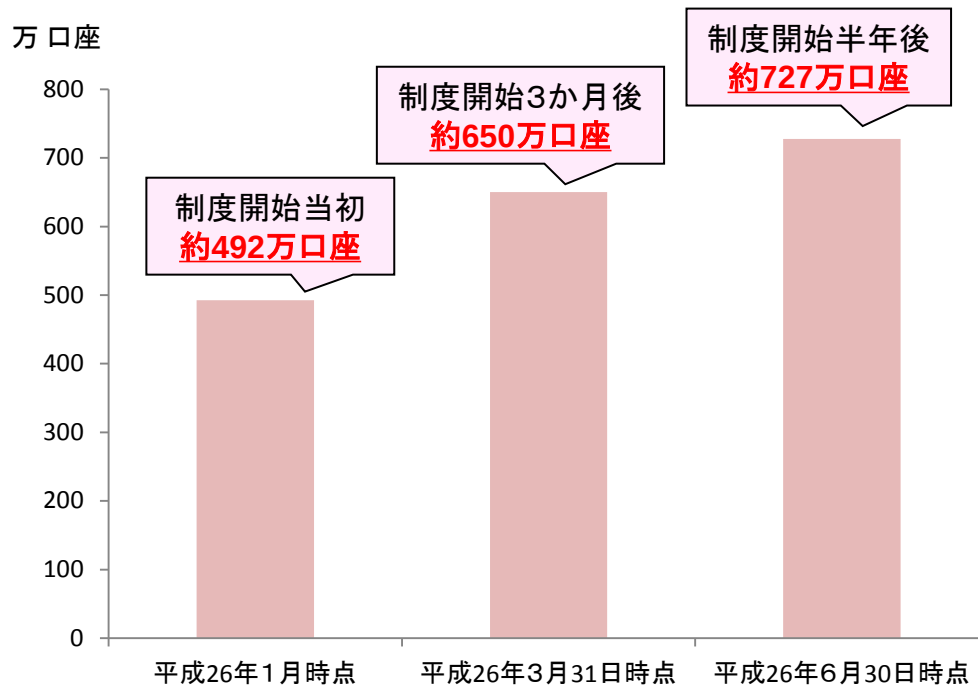


出所)野村アセットマネジメント

「第5回NISAに関する意識調査(平成26年2月調査)」

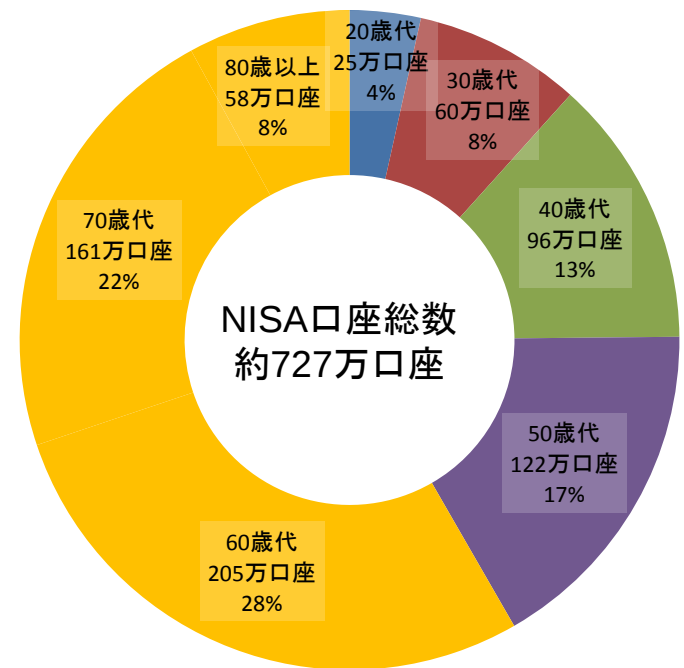
## ○ NISAの現状

### 1. 全金融機関におけるNISA口座の数



NISA口座の総数は、制度開始から半年で約235万口座、約48%増加。  
3月末比で約77万口座、約12%増加。

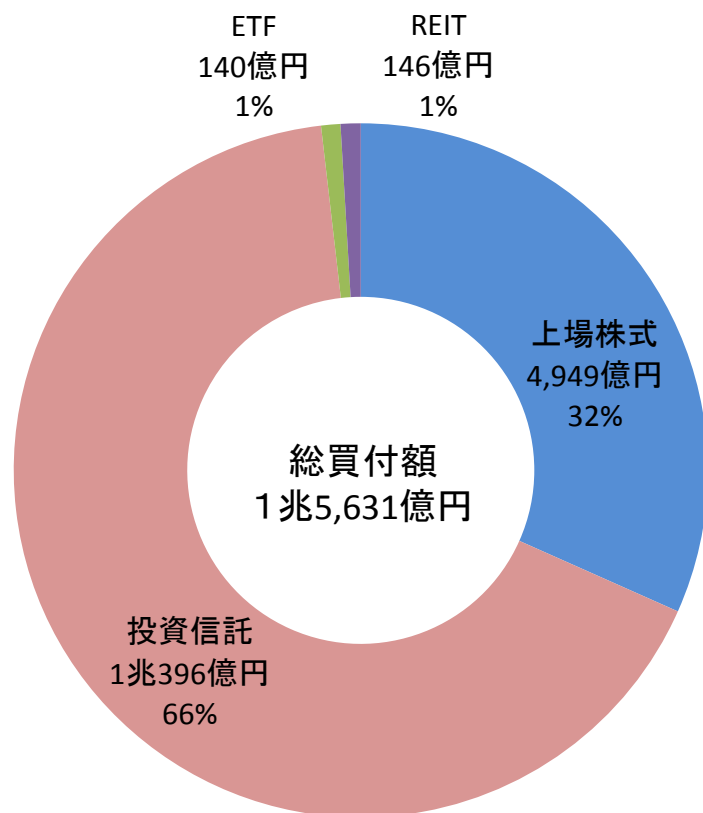
### 2. NISA口座開設者の年代別内訳 (平成26年6月末)



NISA口座数は、60歳代以上の世代が、全体の約60%を占めている。

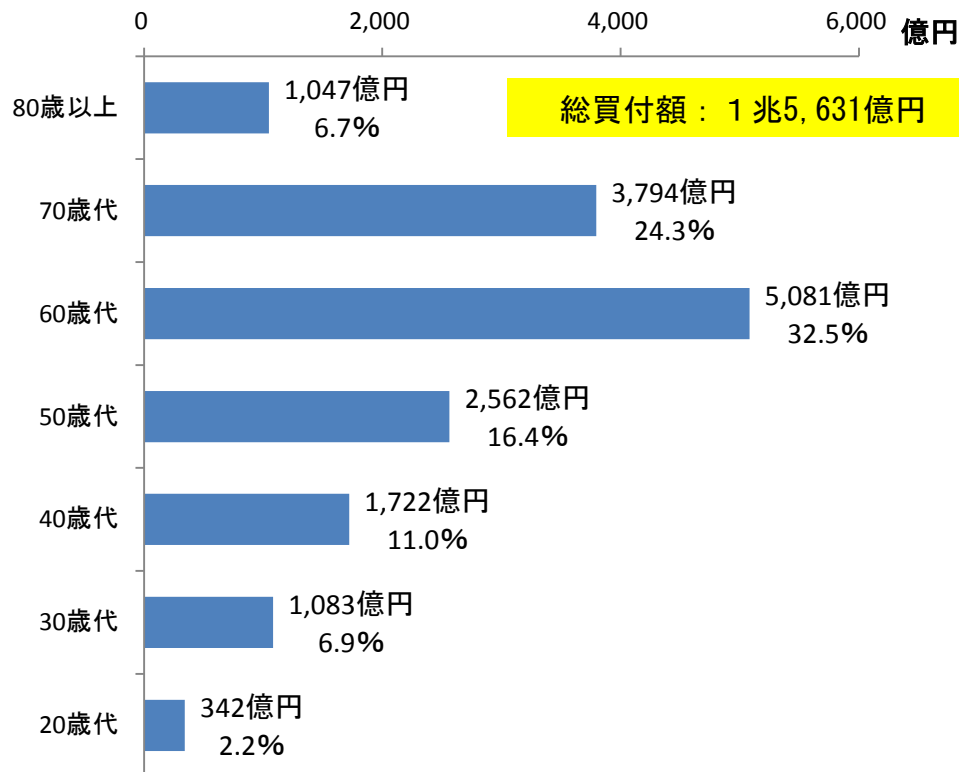
出所)金融庁公表資料

### 3. NISA口座における商品別買付状況 (平成26年6月末)



総買付額は、**3月末比で約5,600億円、約56%増加**。  
商品別買付代金では、投資信託が全体の約66%を占めている(3月末 約62%)。

### 4. NISA口座における年代別の買付状況 (平成26年6月末)

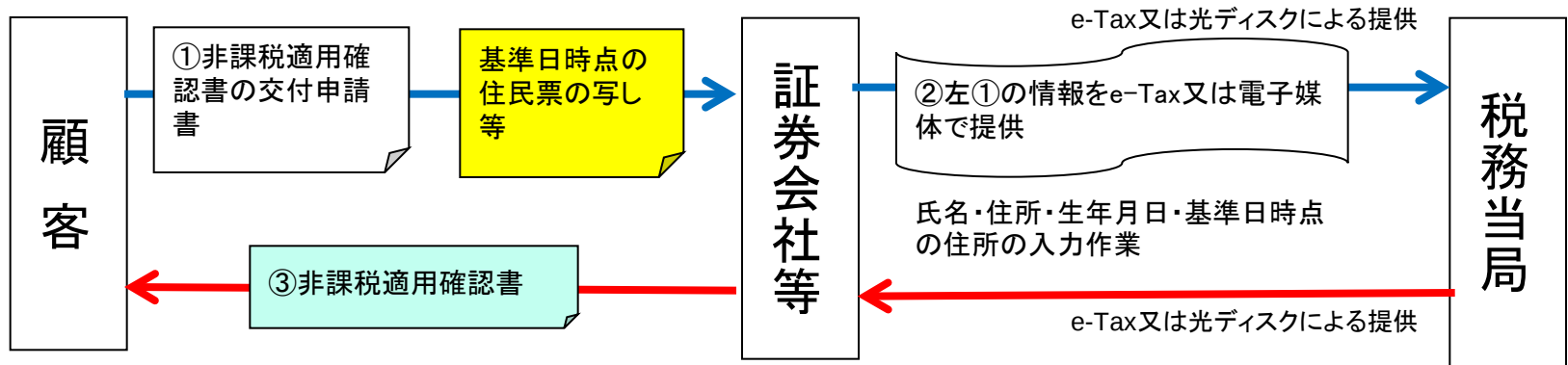


買付代金ベースで見ても、**60歳代以上が、全体の約65%を占めている**。

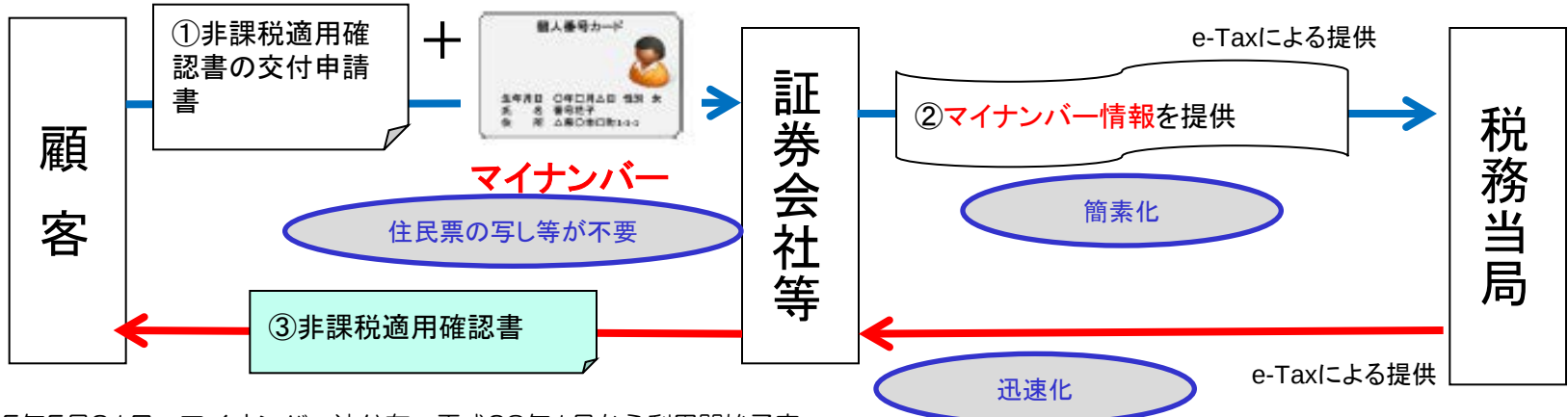
出所)金融庁公表資料

- ④ NISA利用者の利便性向上のため、NISA口座開設手続について、社会保障・税番号（マイナンバー）による重複口座確認を行うことにより住民票の写し等の提出を不要とすること

## 【現行】



## 【要望】

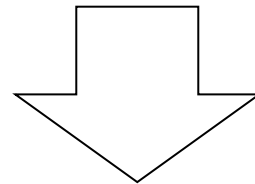


※ 平成25年5月31日、マイナンバー法公布。平成28年1月から利用開始予定。

## NISAの恒久化、拡充及び簡素化

（問題意識）

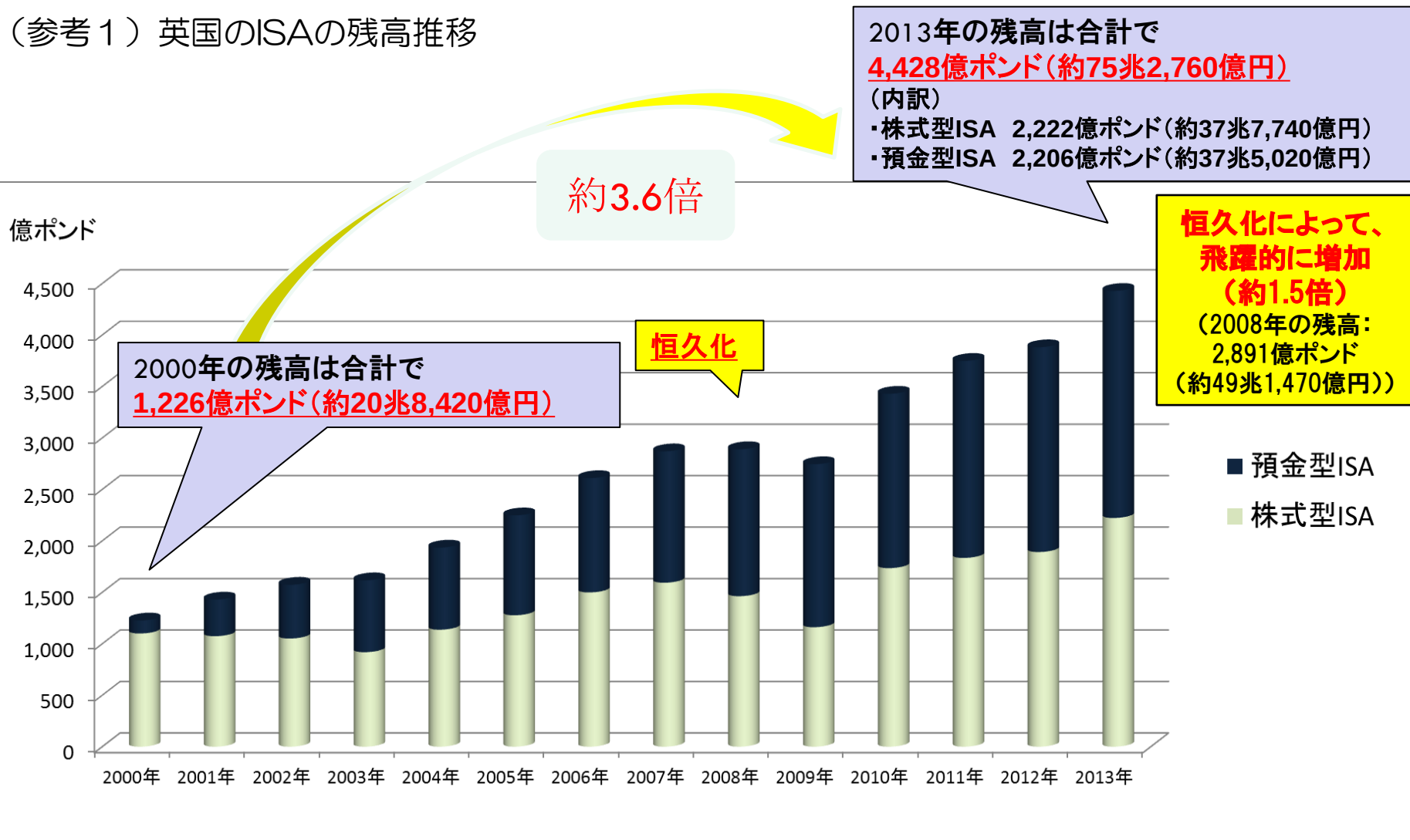
- ◇今後、教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなどのために、国民の自助努力による資産形成は、ますます必要になる。
- ◇特に、一定の時期に一定の資金が必要になる若年層に対するNISAの利用・高齢者層からの資産移転をより一層促す施策が必要。
- ◇若年層への投資のすそ野の拡大が、今後の継続的な成長資金の供給のために重要



このためには、以下の施策が不可欠

- ① NISAの非課税期間及び口座開設期間の恒久化
- ② 「ジュニアNISA制度」の創設
- ③ NISAの年間投資可能上限金額の引き上げ
- ④ マイナンバーを利用することにより、口座開設時の住民票の写し等の提出を不要とすること

# (参考1) 英国のISAの残高推移



※各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高

(出所: 英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statisticsを基に作成)

## (参考2) NISA (日本) とISA (英国) との比較

|               | NISA (日本)               | ISA (英国)                                      |                      | <参考> ジュニアISA (英国)                           |                              |
|---------------|-------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------|------------------------------|
|               |                         | 株式型ISA                                        | 預金型ISA               | 株式型ISA                                      | 預金型ISA                       |
| 口座開設者         | 20歳以上の居住者               | 18歳以上の居住者                                     | 16歳以上の居住者            | 18歳未満の居住者                                   | 18歳未満の居住者                    |
| 口座開設期間        | 10年間<br>(平成26年～平成35年まで) | 恒 久                                           | 恒 久                  | 18歳になるまで<br>(18歳になったらISAとなる)                | 18歳になるまで<br>(18歳になったらISAとなる) |
| 非課税期間         | 5年                      | 恒 久                                           | 恒 久                  | 18歳になるまで<br>(18歳になったらISAとなる)                | 18歳になるまで<br>(18歳になったらISAとなる) |
| 対象商品          | 上場株式、公募株式投資信託           | 上場株式、公社債、投資信託、保険等                             | 預貯金、公社債投資信託(MMF等)    | 上場株式、公社債、投資信託、保険等                           | 預貯金、公社債投資信託(MMF等)            |
| 非課税対象         | 配当、分配金、譲渡益              | 利子(預貯金利子を除く)、<br>配当、譲渡益等                      | 利子                   | 利子(預貯金利子を除く)、<br>配当、譲渡益等                    | 利子                           |
| 年間拠出額         | 100万円                   | 預金型ISAの2倍の拠出額<br>11,880ポンド<br>(約202万円)        | 5,940ポンド<br>(約101万円) | 3,840ポンド<br>(約65万円)                         | 3,840ポンド<br>(約65万円)          |
|               |                         | 2014年7月から<br>株式型・預金型あわせて15,000ポンド<br>(約255万円) |                      | 2014年7月から<br>株式型・預金型あわせて4,000ポンド<br>(約68万円) |                              |
| 累積投資残高の<br>上限 | 条件あり<br>(最大500万円)       | 上限なし                                          | 上限なし                 | 上限なし<br>(但し18歳になるまで)                        | 上限なし<br>(但し18歳になるまで)         |
| スイッチングの可否     | できない                    | できる                                           | できる                  | できる                                         | できる                          |

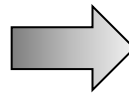
邦貨換算は1ポンド=170円

(英国関税歳入庁資料及び財務省資料に基づき日本証券業協会作成)  
2014年4月現在

## I -2 確定拠出年金制度の拡充

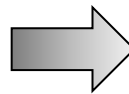
○ 確定拠出年金制度が広く国民に普及された制度となり、公的年金制度  
を補完するものとして十分に機能するよう、次の措置を講じること

①加入対象者を公務員や専業主婦等  
まで拡大すること



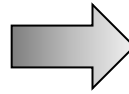
- ✓ 幅広い国民の年金資産の形成支援
- ✓ 確定拠出年金制度の特色である  
ポータビリティの確保
- ✓ 勤労者間の制度的な公平性

②拠出限度額の水準を引き上げるとも  
に、いわゆるマッチング拠出の上限  
を撤廃すること



- ✓ 公的年金制度の補完機能強化
- ✓ 掛金拠出額の「使い残し」の解消

③勤労者等の年金資産の維持・安定  
等を図るため、確定拠出年金に係る  
特別法人税を撤廃すること



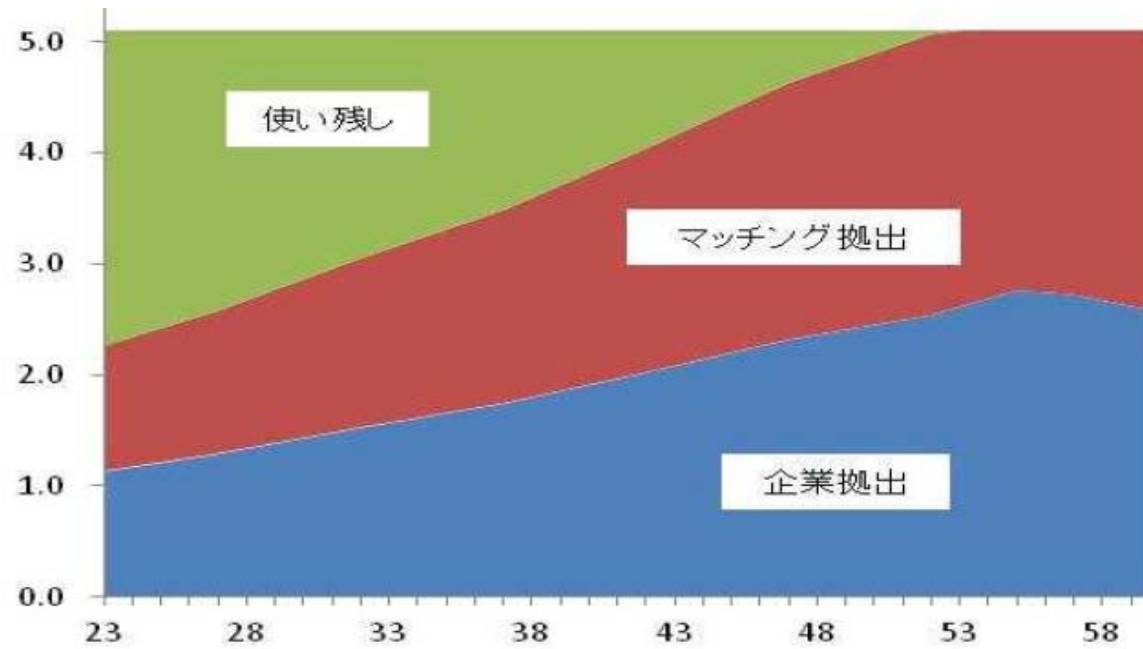
- ✓ 年金資産の維持・安定
- ✓ 主要先進国において、年金積立金に  
課税する国はない

## ○確定拠出年金制度の掛金拠出額における「使い残し」について

- ◆ 例えば、新入社員に対する企業拠出が月4,000円だった場合、マッチング拠出を利用しても、合計で最大月8,000円の拠出となり、最低でも月4万3,000円、年間で51万6,000円の使い残しが発生する。
- ◆ 確定拠出年金制度における掛金の設定方法は、85%以上※が昇格・異動に伴い掛金額が増えるタイプ。
- ◆ そのため、一般に給与の低い若年期に、拠出限度額の「使い残し」が発生する。

(万円)

※企業年金連合会「新しい企業年金基礎資料」(2012年12月)より



縦軸：拠出額  
横軸：加入者年齢

出所)野村資本市場研究所

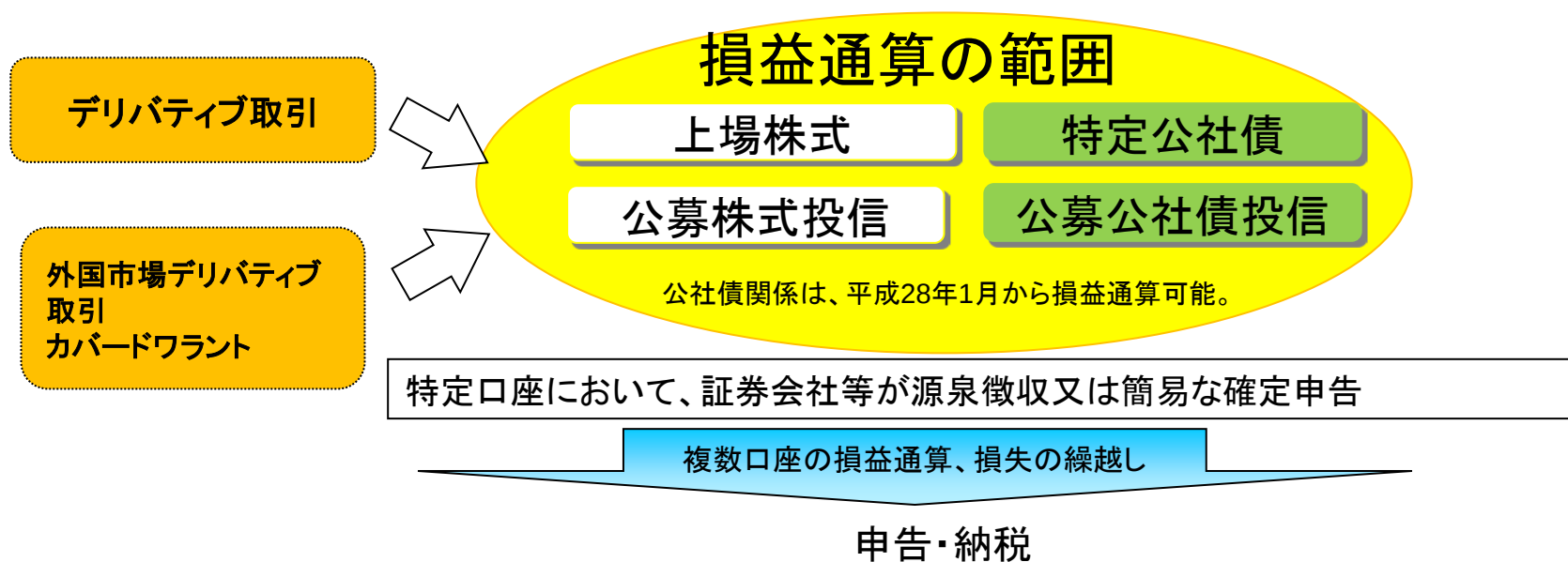
注1 その他の企業年金がなく、拠出限度額が月額5.1万円のケース。

(H26年確定拠出年金法施行令により、2014年10月から5.5万円に引き上げられる。)

注2 企業拠出は給与の7%、マッチング拠出は法令上可能な額という前提。

注3 給与については、労務行政研究所「労政時報別冊2005年版退職金・年金事情」による大学卒・総合職の退職金算定基礎給。

- ① 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備するため、特定口座及び一般口座においてデリバティブ取引に係る損益を含めた損益通算を認めること
- ② デリバティブ取引に係る損失について繰越控除を認めること



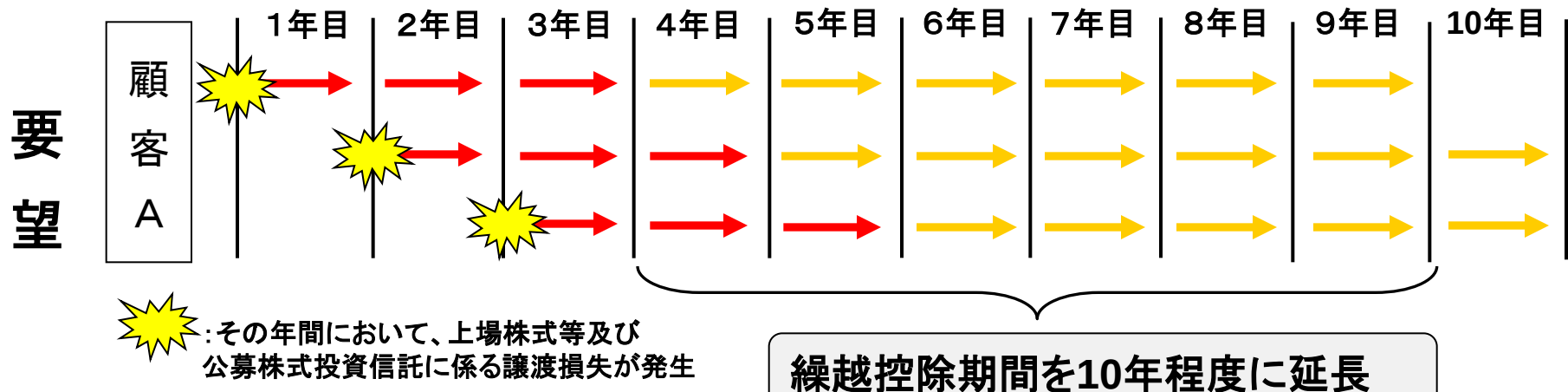
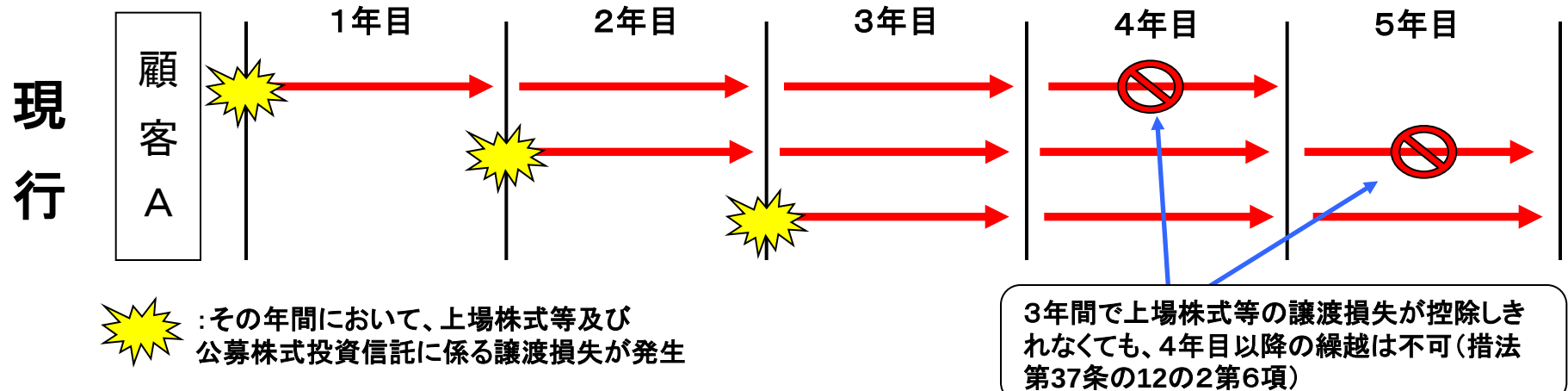
### 【留意点】

- 実施に当たっては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ③ カバードワラントの保有者に支払われる期中分配金について、先物取引に係る雑所得等として申告分離課税の対象に含めること

## Ⅱ - 2 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 投資リスクの軽減を図るため、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること



## (参考) 上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除の適用実態調査

【調査対象】 2008年(リーマンショックが発生した年)において大きな譲渡損失を被った投資家

【サンプル数】 特定口座を開設している個人投資家210名

【調査内容】 (1)2008年の損失について、それ以降、損益通算でどれだけ控除できたかを集計

(2) 2008年の損失とその後に生じた利益のみを通算(2009年以降の損失は考慮していない。)

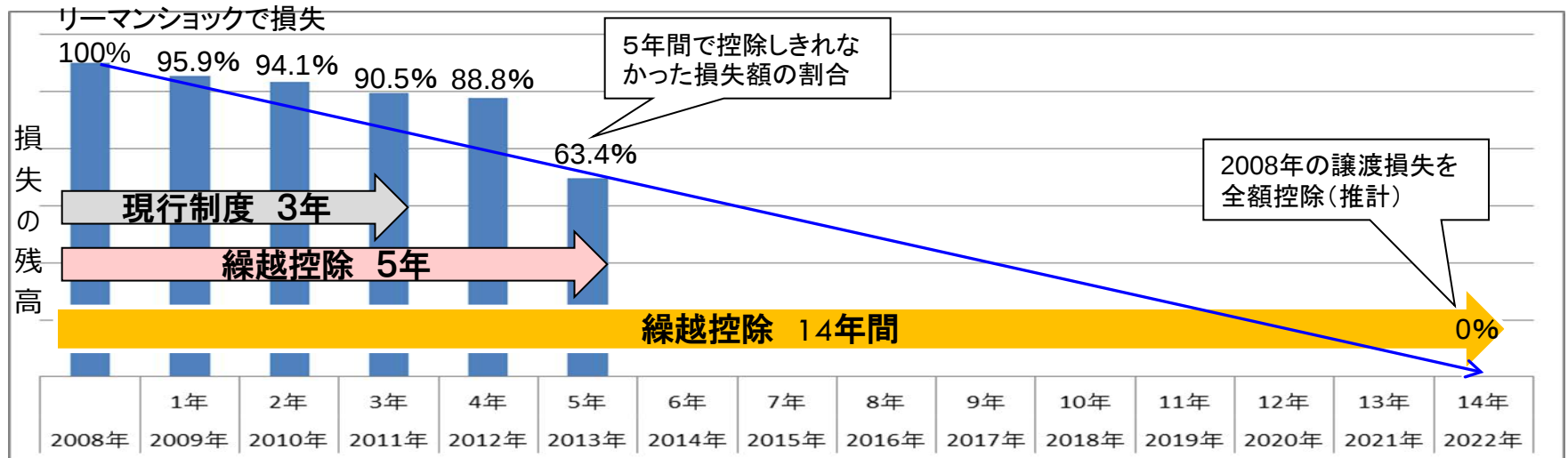
### ◇調査結果

・2008年の損失総額のうち、2009年から2011年の3年間で控除できなかった額の割合・・・90.5%

・2008年の損失総額のうち、2009年から2013年の5年間で控除できなかった額の割合・・・63.4%

⇒ **3年間では損失額のわずか10%弱しか控除できず、譲渡損失の全額を控除するには約14年間(推計)必要となる。**

### 【5年間の控除割合のグラフ】

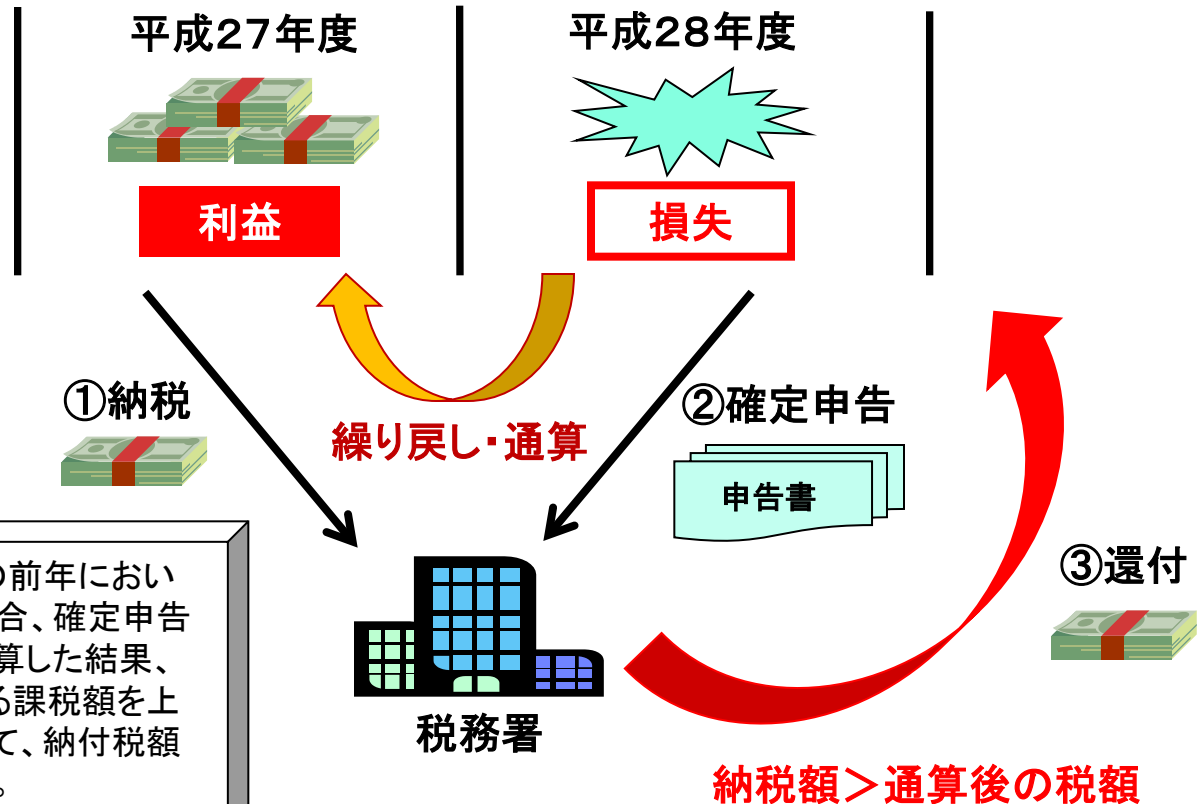


## Ⅱ - 3 上場株式等の譲渡損失の 損益通算等の拡充

- 投資リスクの軽減を図るため、毎年の確定申告を前提として、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられるようにすること

現在、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失については繰越控除が認められており、損失が発生した年の翌年以後3年間に発生した利益と通算することが可能となっているが、その年に発生した譲渡損失を、前年に繰戻して通算することは認められていない。

### 【要望】



上場株式等の譲渡損失が発生した年の前年において上場株式等の譲渡益を有していた場合、確定申告により当年の損失を前年の譲渡益と通算した結果、前年の納税額が通算後の譲渡益に係る課税額を上回る場合には、その上回る部分について、納付税額の還付を受けることができるようにする。

## Ⅱ - 4 相続の評価算定期間の延長

- 株式及び株式投資信託の相続税の評価額を実状に即したものとするため、従来の評価方法に加え、相続の発生時点から相続手続き完了までの間における最も低い価格を選択できるようにすること

### 【現行制度において選択可能な評価額】

①課税時期の最終価額

課税時期

(X-2)月

(X-1)月

X月

④課税時期の月の  
前々月の毎日の最終  
価額の平均

③課税時期の月の  
前月の毎日の最終  
価額の平均

②課税時期の月の毎  
日の最終価額の平均

### 【追加要望】

申告をする日  
(相続手続き完了)

相続の発生時点から申告をする  
日までの間のうち最も低い最終  
価額

相続税額の計算に係る相続財産の評価については、現行制度上、①課税時期における最終価額、②課税時期の月の毎日の最終価額の平均、③課税時期の前月の毎日の最終価額の平均、④課税時期の前々月の毎日の最終価額の平均、の4つのうちから選択することが認められているが、遺族間の協議等により、相続の発生から実際に相続財産を取得するまでには長い時間を要する場合もあることから、上記の4つに加え、⑤相続の発生から相続手続きが完了する日までの間(最長10か月)における最も低い最終価額を選択できるようにすることを要望いたします。

課税時期とは、被相続人の死亡の日

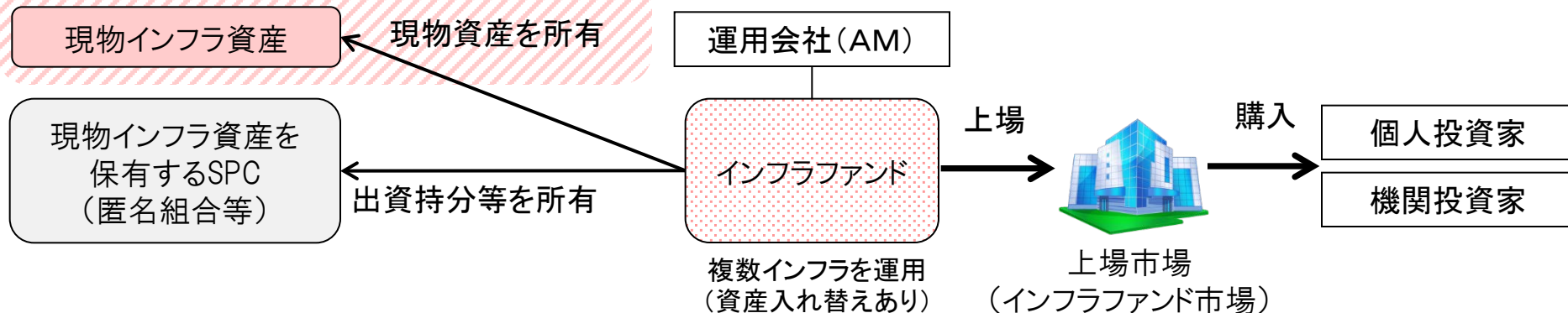
### ○ 投資者の利便性向上のため、特定口座制度等について、次の措置を講じること

- ① 特定口座間移管（相続、贈与又は遺贈による移管を含む）が可能な上場株式等の範囲に、外国上場株式等（平成28年1月以後は外国公社債、外国籍公社債投資信託も対象）を含めること
- ② 出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等の範囲に、出国口座で保有する公社債、公社債投資信託の利子等及び償還金等の再投資等により取得したものを含めること
- ③ 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式等に関し株式分割等が生じた場合についても特定口座への受入れを可能とすること

## Ⅲ - 2 投資法人制度等の拡充

- ① インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大に繋がる我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人が導管性を満たしつつ恒久的にインフラ資産を過半数取得・保有することを可能とすること

26年度税制改正において  
時限的措置が講じられる



### 【要望事項】

インフラファンドの導管性要件にかかる時限的な措置（再生エネルギー発電設備の取得期間【平成29年3月末】・再生エネルギー発電設備を50%超保有できる期間【10年間】）の期限を撤廃していただきたい。

## ② 投資法人等の活動の制約となっている税会不一致を解消するための所要の措置を講じること

### J-REITが抱える問題点

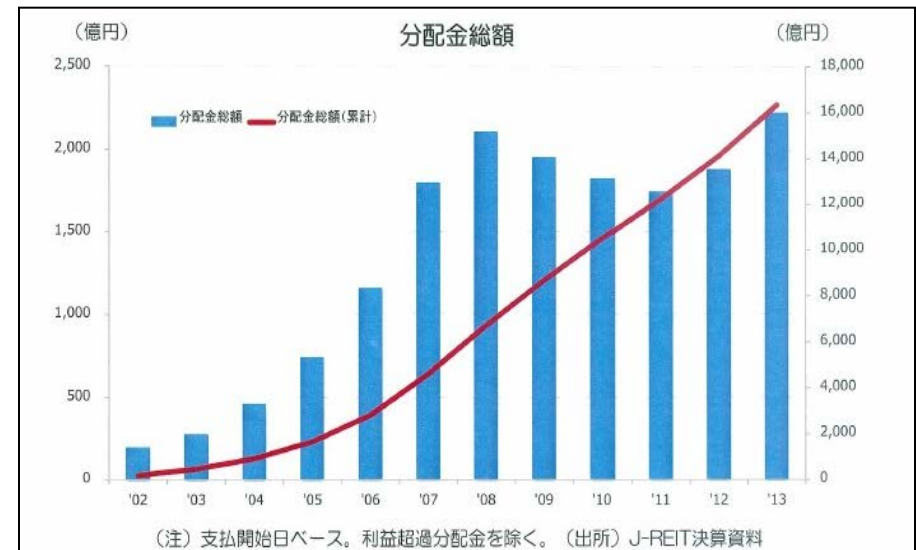
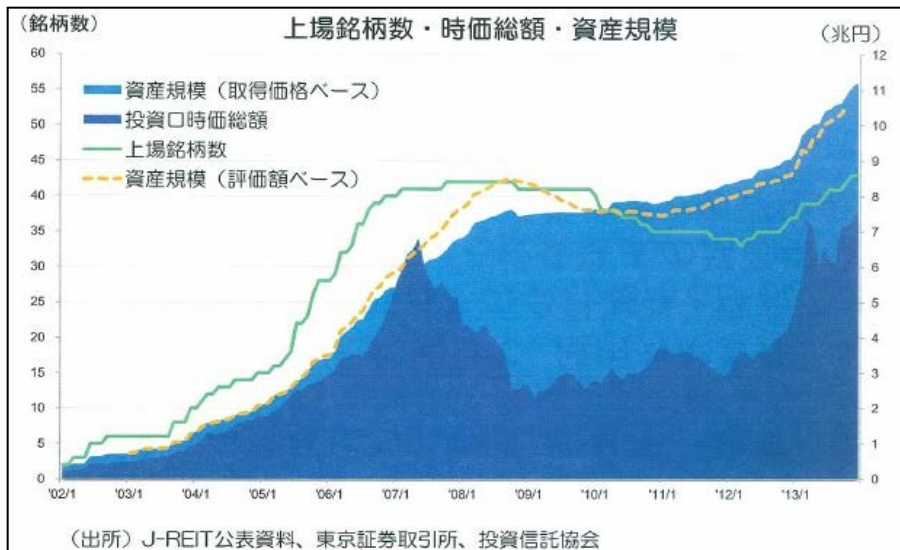
▷「会計上の利益」と「税務上の所得」に差異が生じた場合、税務上の計算という技術的な理由で、投資家に対する配当額に極めて大きな影響を与えることになる。

①二重課税の発生

②REITに法人税等が課されることによる導管性破綻のおそれ

▷これらは、一般投資家向けの金融商品に大きな構造的リスクを負わせることになる。

⇒ 税会不一致が存在することにより、REITの安定性・成長が阻害されている。



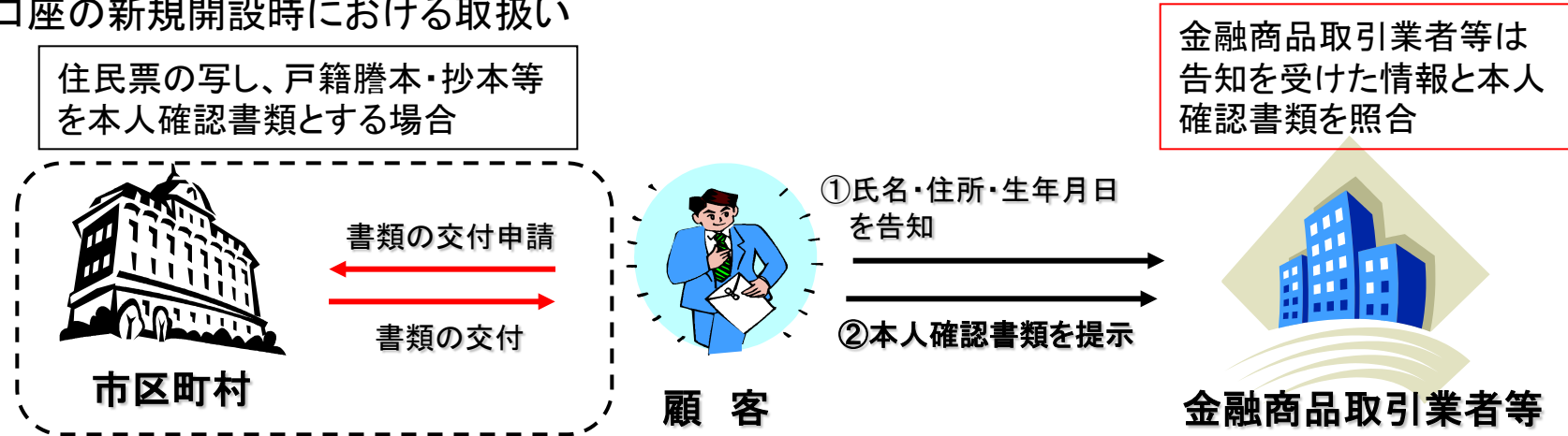
- ③ 土地流動化促進等のための買換え措置（土地等、建物等で、所有期間が10年超のもの）を延長すること
- ④ 投資法人等に措置されている登録免許税、不動産取得税の軽減措置を延長すること
- ⑤ 投資法人等に措置されている登録免許税、不動産取得税の軽減措置の対象施設を拡充し、「物流施設（倉庫）・工場」を含めること
- ⑥ ヘルスケアリートの環境整備のため、不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税を非課税とすること

# Ⅲ - 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 投資者の利便性向上のため、証券会社等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること

## ● 取引口座の新規開設時における取扱い

【現行】



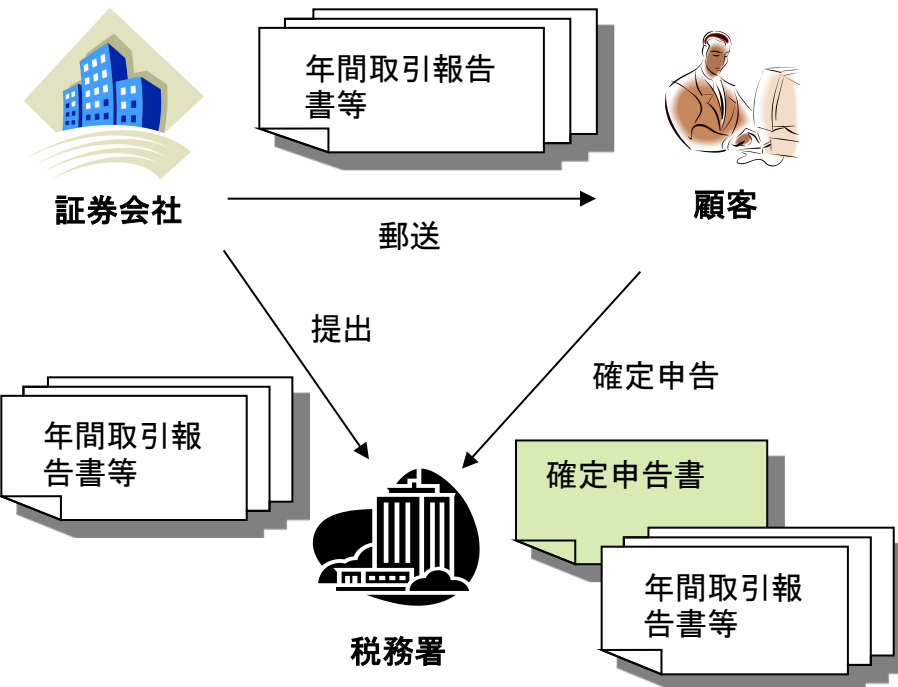
【改正案】



- ② 投資者の利便性向上のため、マイナンバーが記載された支払調書及び特定口座年間取引報告書が税務署に提出されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること

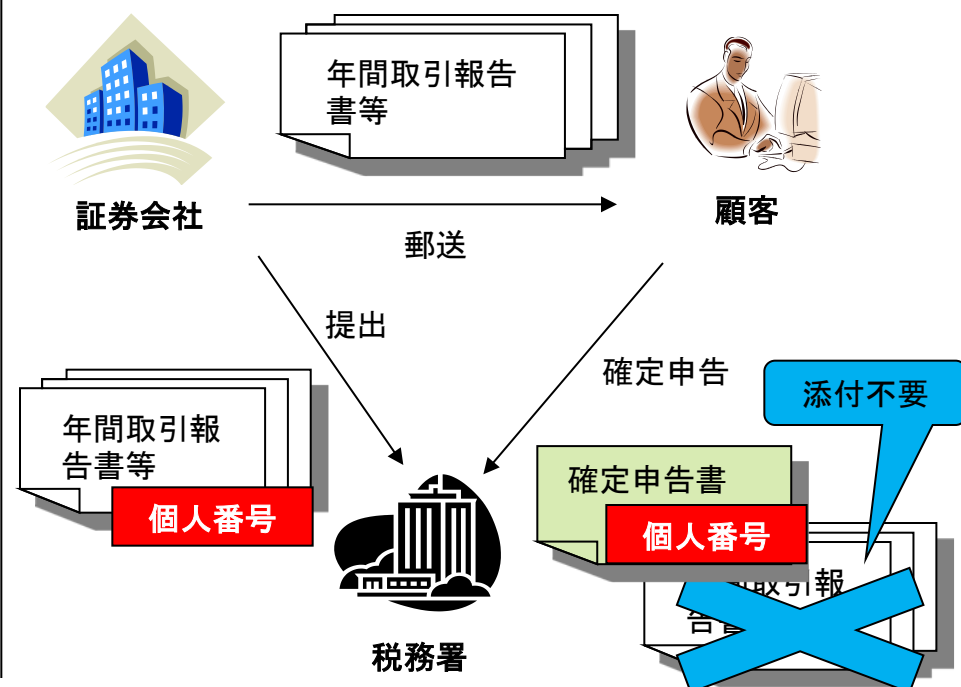
## 【現行】

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書



## 【要望】

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書



- ① 投資者の利便性向上のため、税法上の告知において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること
- ② 外国金融機関との間で行うデリバティブ取引に係る現金担保から生じる利息（清算機関に預託する現金担保から生じる利息を含む。）について、源泉徴収を免除すること